○財務省告示第百八十一号

財務省が関係行政機関に属する行政機関として所管する法令に基づく手続等及び財務省が他の行政機関と共同で所管する公益法人の設立又は監督に関する手続等のうち、関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則を適用する範囲を定める件（平成十六年財務省告示第百四十九号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月三十日

財務大臣　片山さつき

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、その標記部分が異なるものはそれぞれ改正後欄に掲げる規定として移動し、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表	別表
一　担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）に基づく手続等	一　担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）に基づく手続等（第六十五条第二項に基づく手続等を除く。）
二　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）に基づく手続等	二　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）に基づく手続等（第三十五条の五第二項に基づく手続等を除く。）
三　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）に基づく手続等	三　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）に基づく手続等（第十三条第二項に基づく手続等を除く。）
四　［略］	四　［同上］
五　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づく手続等	五　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づく手続等（第七十九条の三十七第五項、第七十九条の四十、第七十九条の七十五から第七十九条の七十七まで、第七十九条の七十九、第百八十六条第二項、第百八十七条及び第百九十四条の五第二項に基づく手続等を除く。）
六　損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）に基づく手続等	六　損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）に基づく手続等（第二十五条の二第二項に基づく手続等を除く。）
七　［略］	七　［同上］
八　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）に基づく手続等	八　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）に基づく手続等（第九条の二の二第一項、第九条の二の三第一項、第九条の六の二第一項、第九条の六の二第四項、第九条の九第五項、第二十七条の二、第三十一条、第三十五条の二、第四十二条第八項、第四十八条、第五十一条第二項、第五十七条の五、第六十二条第二項、第六十二条第四項、第六十六条、第百四条第一項、第百五条第一項、第百五条の二に基づく手続等及び主務大臣の権限が国税局長に委任された手続等を除く。）
九　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）に基づく手続等	九　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）に基づく手続等（第六条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十七条の七第二項に基づく手続等を除く。）
十　船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）に基づく手続等	十　船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）に基づく手続等（第五十四条の二第二項に基づく手続等を除く。）
十一　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に基づく手続等	十一　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に基づく手続等（第二百二十四条第二項に基づく手続等を除く。）
十二　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）に基づく手続等	十二　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）に基づく手続等（第八十九条第一項において準用する銀行法第五十七条の七第二項に基づく手続等を除く。）